

平成29年度
名寄市国民健康保険運営協議会
第 1 回 議 事 録

開催日 平成30年2月14日（水）

開催時間 自 午後6時30分

至 午後7時30分

開催場所 駅前交流プラザよろーな
2階会議室4

出席者

公益を代表する委員

栗原 智博

清水 和彦

高橋 節子

保険医・薬剤師を代表する
委員

中島 純一

深井 康邦

被保険者代表委員

藤垣 修

保険者 名寄市長

加藤 剛士

事務局 市民部長

三島 裕二

市民部市民課長

宮本 和代

市民部市民課国保高齢医療係

木村 季代

1. 開会

三島市民部長が、会議開催要件が満たされていることを報告。

2. 会長挨拶

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。久しぶりの開会となりますが、本日の議題は国民健康保険の都道府県単位化の概要や納付金の算定結果について、また、諮問事項として国民健康保険税の賦課限度額の引上げなど、皆さまに多くのご審議をいただく予定となっています。

国民健康保険の都道府県単位化につきましては、1月に入り納付金の本算定が公表され、納付金の額や標準保険税率などが概ね決定しました。後ほど事務局から説明があると思いますが、今後は、名寄市の保険税率をどのようにしていくかなど具体的な協議を進めていくこととなります。

都道府県化後も国民健康保険運営協議会の在り方は変わらず、30年度は協議の回数も増えると聞いています。

また、国民健康保険税の賦課限度額の引上げにつきましては、昨年12月22日に平成30年度税制改正の大綱が閣議決定され、それを受けたことによるものです。皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

平成30年度は、国民健康保険制度が始まって以来の大きな転換期を迎えることから、慎重に審議をすすめ、これからも名寄市の国民健康保険事業が健全に運営できますよう、皆さまのご協力をお願いいたします。

3. 市長あいさつ

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

委員の皆さまには、日頃から国保事業を始め市政運営にご理解とご協力をいただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。

いよいよ4月から始まる国民健康保険の都道府県単位化におきましては、財政運営の責任主体を北海道とし、市町村が北海道に納付金を納めることとなりますが、1月に入りようやく納付金の額が公表されました。今後はこの納付金を納めるために名寄市の保険税率をどのようにしていくかなど皆さまにご審議をお願いしていくこととなります。本市としましても加入者の負担を少しでも軽減させるため、医療費の適正化や保健事業の充実など、これまで以上にさまざまな課題に取り組んでいかなければなりません。

当協議会が担う役割は今後も極めて重要なものであると考えております。

本日は平成30年度税制改正の大綱において国民健康保険税の賦課限度額の引上げが行われたことに伴い、限度額の引上げについて諮問をさせていただきます。また、データヘルス計画の素案なども報告案件として提案させていただきますので、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

4. 諮問文手交

市長から会長に諮問文を手交

(市長公務のため退席)

事務局

ありがとうございました。これより議事の進行は、栗原会長にお願いいたします。

5. 議事録署名委員の指名（会長）

議事録署名委員の指名を行います。清水委員と藤垣委員に議事録署名をお願いします。

6. 審議

6番の審議案件にうつります。（1）国民健康保険の都道府県単位化（概要）につきまして、事務局から報告をお願いします。

事務局：説明

委員：建設事業などで従事する季節労働者や農業者が離職した場合例年国保に切替えているが、制度の改正後の切替えについてはこれまでと同様でよいか。

事務局：これまでと同様で変わらない。

委員：その時の保険証はまだ古いものか。

事務局：今年の7月までは、これまでの保険証を使っていただく。これまでと切替えの時期が変更になる、例年9月が更新の時期だが、制度改正にあわせて8月から新保険証となる。市民周知も図っていきたい。

委員：主体が道に移ることで、現状で名寄市が行っている業務の事務量は軽減されるのか。

事務局：ほとんど変わらない。むしろシステムが統一されることなどで、現状は事務量が増加している。

窓口業務については、これまでと同様。

委員：運営協議会はこれまで以上に開催回数が増えるのか。

また、市町村の運営協議会は道に移行されてなくなると考えていた。

事務局：毎年度回数が多くなるとは言えないが、平成 30 年度については、税率改正などで集まっていた機会が多いと考えている。運営協議会については、これまでと同様、市町村でも持つことになり適正な税率などについて協議をしていただくことになる。

委員：これまで制度として市町村単位で扱っていたものが北海道に移行するということだが、これまで名寄市の国保の財政状況は、常にぎりぎりやり繰りをしてきた状況だが、今後は使った分は全て交付されるという考え方で良いのか。

事務局：医療費については、かかった分が交付されるため今後は医療費の心配の必要はなくなるが、北海道が示した納付金を納めるためには、現状では不足分が生じているため、それをどのようにしていくのか協議が必要になる。

委 員： それでは、北海道から交付されるお金よりも支出の方が多いということか。また、現在国保に加入されている方にとって、負担はどのようになるのか。

事務局： 国保の加入者は高齢者や所得の低い方が多く、現状でも国保税の負担が大きい状況である。30 年度は納付金を納めるには収入が足りないため、今後は負担が増えていくことも含めて検討していかなければならない。

委 員： 始めのうちは負担増の部分をみてもらえるのか。

事務局： 30 年度から 6 年間は激変緩和などで負担軽減が図られるが、名寄市は該当していない。

会 長： それでは、次の審議案件（2）国保事業納付金・標準保険税率について事務局から説明を。

事務局： 説明

会 長： 事務局の提案として、平成 29 年度の決算状況を見据えながらではありますが、平成 30 年度の国保税の収納見込では納付金を納めることができないという結果を受け、まずは基金を活用することで加入者の負担軽減を図り、今後、適正な税率をどのようにしていくかについては平成 31 年度を見据え、来年度協議を重ねるとの提案でしたが質問、ご意見は。

事務局： これまでは、国や北海道からの交付金の中でやり繰りできた部分があり、不足分を補うことができたが、新制度は医療費に係る部分は全額交付されるが、保健事業に関わる部分は保険税で賄うものという考え方になっている。

委員： 納付金や標準保険税率というのは毎年変動するのか。
更に増えることもあるのか。

事務局： そのような考え方になる。納付金は毎年度算定するが、被保険者数、世帯数、所得状況、医療費の状況に応じて決定されるため変動することになる。

北海道全体で必要な医療費などを全道の市町村で支払うことになるため、全道の医療費の状況や名寄市の所得によっては、納付金が上がることになる。

委員： 名寄市の医療費が下がると納付金も下がると考えて良いのか。

事務局： 納付金の計算上は医療費によって下がることもあるが、北海道全体で必要な額を按分することになるため、一概には言えない。名寄市の場合は所得割が高いため納付金は高めになっている。都市部は下がった所が多い。

会長： (3) 都道府県単位化に伴う条例改正について事務局から説明を。

事務局： 説明（質疑なし）

会 長： それでは、先ほど市長から諮問を受けました（４）諮問第
1号国民健康保険税の限度額の改正について（５）保険
税軽減判定所得の引上げについて、事務局から説明を。

事務局： 説明

委 員： 軽減については、判定のラインが上がるということか。

事務局： これまで軽減の対象にならなかった人も該当する場合が
ある。

委 員： 7割軽減の基礎控除額 33万円については、拡大がないの
か。5割、2割については拡大されるのに、生活が一番
大変な7割軽減だけがずっと変わらないのは不公平な印
象

事務局： 今のところ基礎控除額についての情報はない。

会 長： 諮問事項については、審議の結果、諮問の内容にある通り
答申することよろしいか。

委 員： 異議なし

会 長： 答申の扱いにつきましては、私に一任していただいてよろ
しいか。

委 員： 異議なし

事務局： 追加資料の配布

今後の税率改正に向けた考え方について、資産割の在り方
を検討する必要がある。

会 長： つづきまして、次第7「報告案件」データヘルス計画について事務局から報告を。

事務局： 説明（質疑なし）

会 長： 次第8その他について事務局から何かありますか。

事務局： 本日諮問された国保税の賦課限度額の改正については、会長から市長に答申ということで、答申の日程につきましては後日調整をさせていただきます。平成30年度につきましては、委員の皆さまには税率改正について6月頃の平成29年度決算が見えてきた時期に協議をお願いすることが想定されます。また、今年度で委員の任期が終了することになりますが、税率改正という懸案事項がありますので、是非とも引き続き委員をお引受けいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 最後に全体を通して質問等はありませんか、ないようですので本日の会議はこれをもって終了します。

閉会